

放射線障害防止法における検査制度の見直し

		現 行	→	改正案
大規模許可事業所 〔施設検査 定期検査 あり〕	施設基準	施設検査 定期検査 (密封・発生装置 5 年に 1回、非密封 3年に 1回) 立入検査 (10年に 1回程度)		施設検査 定期検査 (例えば 3年に 1回) 立入検査 (適宜)
	行為基準	立入検査 (10年に 1回程度)		施設検査 定期検査 (例えば 5年に 1回) 立入検査 (適宜)
その他許可事業所 〔施設検査 定期検査 なし〕	施設基準	立入検査 (10年に 1回程度)		立入検査 (適宜)
	行為基準		立入検査	
届出事業所	施設基準	立入検査 (10年に 1回程度)		立入検査
	行為基準			

区分の設定については今後検討

施設基準 :施設が許認可に適合しているかなど施設面の検査

行為基準 :被ばく管理、教育訓練、記帳が行われているかなど行為面の検査